生保2 (生命保険) 第8章 相互会社と株式会社 正誤表

平成20年8月作成

() 内の数値は行目、(下) とあるのは下から数えた行数を示す。

ページ	誤	正
テキスト中「資	・ 資本の部」あるいは「資本勘定」とあるの	のを「純資産の部」あるいは「純資産勘
定」とそれぞれ修正します。下記に詳細を記しましたが、漏れがある可能性がありますので、		
随時読み替えをお願いいたします。		
8-i、8-51	8.3. 有 <u>記</u> 当保険と無配当保険	8.3. 有配当保険と無配当保険
8-1(2)	保険会社は <u>商法</u> の規定により	保険会社は <u>会社法</u> の規定により
(5)	商法などの一般規定が	<u>会社法</u> などの一般規定が
(7)	保険業法上で <u>商法</u> などを	保険業法上で <u>商法・会社法</u> などを
8-2(4)	保険業法第 <u>6条</u> では	保険業法第 <u>5条の2</u> では
8-3(2)	株式会社(商法第53条)	株式会社 (商法第53条)
8-3(2)	有限会社法による有限会社	合同会社
8-3(3)	会社とは、「商行為を業とする目的で	削除
	設立された社団」である(中略)商法	
	第2編(会社)の規定に従って設立さ	
	れたもの」も会社である(商法第52	
	<u>条)</u>	
8-3(下4)	保険株式会社は、民法上の「社団法人	削除
	であり、商法上の「株式会社」である	
	が、(中略) 公共性・公益性の強い事	
	業を行う商法上の株式会社すなわち	
	<u> 法人である」といえよう。</u>	
8-8 (16)	配当の <u>平衡</u> な分配	配当の <u>衡平</u> な分配
8-18 (9)	とするものとすることが必要	<u>とす</u> ることが必要
8-21 (13)	相互会社の剰余金の分配については	相互会社の剰余金の分配については
	第 58 条(及び施行規則第 25 条、第	第 55 条の 2(及び施行規則第 30 条の
	27 条から第 30 条)	2、第30条の3、第30条の4、第30
		条の5、第30条の6、第30条の7)
8-21 (14)	第 114 条(及び <u>施行規則第 61、62、</u>	第 114 条(及び施行規則第 62 条、第
	64 条)	64 条)
8-23 (16)	保険業法 <u>第 58 条</u> [剰余金の分配]	保険業法 <u>第 55 条の 2</u> [剰余金の分配]
8-24 (16)	また、社員に分配するための準備金に	また、社員に分配するための準備金に
	繰り入れるための対象となる金額は、	繰り入れるための対象となる金額は、
	当期未処分剰余金から、	当期未処分剰余金から、下記を控除し
	① 前記繰越剰余金の額	た額である(施行規則第30条の4)、
	中略	1 前期繰越剰余金の額
	⑧ 社員配当準備金の取崩額が・・・	2 任意積立金目的取崩額
	(規則第 27 条)	3 法第五十五条第一項 の基金利息

ページ	誤	正
		の支払額
		4 法第五十八条 の損失てん補準備
		金としてその決算期に積み立てる額
		5 法第五十六条 の基金償却積立金
		としてその決算期に積み立てる額
		6 基金の償却に充てることを目的
		としてその決算期に純資産の部に積
		み立てる任意積立金の額(ただし、基
		金の額(償却を完了する予定の日を定
		めない基金がある場合には当該基金
		の額を除く。)をその払込期日から償
		却を完了する予定の日までの期間に
		含まれる決算期の数で除して得られ
		た額(払込期日又は償却を完了する予
		定の日が異なる基金がある場合には、
		それぞれについて計算して得られた
		額の合計額)を上限とする。)
		7 施行規則第三十条第二項第三号
		(のれん等調整額) に規定する額
		8 社員配当準備金の取崩額が決算
		期の剰余金に含まれる場合における
		当該取崩額
8-25 (10)	資本の部	純資産の部
8-25 (10)	第 28 条	第 <u>30 条の 5</u>
(11)	第 29 条	第 <u>30 条の 6</u>
(13)	第 <u>28 条第 3 項</u>	第 30 条の 5 第 3 項
8-29 (15)	財務諸 <u>麦</u>	財務諸 <u>表</u>
8-32[注 2]	負債許上され	負債計上され
8-32		
(5)	商法上の一般規定が	会社法上の一般規定が
(7)	<u>資本金</u> 勘定	純資産勘定
(10)	資本の部	純資産の部
(11)	資本の部	純資産の部
(19)	資本勘定	<u>純資産</u> 勘定
8-32 (14)	商法上の規定	会社法上の規定

ページ	誤	正
8-32(下 1) カン	「以下に、商法の一般規定に則して、	削除
ら 8-35 「2.	業法上の両者の相違点を概観する。」	【主な内容は、会社法・会社法施行規
健全性の公開	から 8-35 「2. 健全性の公開及びソル	則・会社計算規則に依拠する】
及びソルベン	ベンシー・マージンについて」の直前	
シー・マージ	の表まで	
ンについて」		
の直前の表ま		
で		
8-37(3)	保険業法第14条[利益準備金]	保険業法第15条[準備金]
8-37 (4)	一般株式会社は、	一般の株式会社は、会社法第 445 条第
	① 資本準備金の額・・・	4項により、「剰余金の配当をする場合
	(中略)	には、株式会社は、法務省令で定める
	4	ところにより、当該剰余金の配当によ
		り減少する剰余金の額に十分の一を
		乗じて得た額を資本準備金又は利益
		準備金として計上しなければならな
		<i>V</i> ′₀]
8-37 (9)	保険株式会社は、	保険株式会社は、保険業法第 15 条に
	① 資本準備金の額とあわせて・・・	より「剰余金の配当をする場合には、
	(中略)	株式会社は、内閣府令で定めるところ
	④ 利益準備金に積み立てなければ	により、当該剰余金の配当により減少
	ならない。	する剰余金の額に五分の一を乗じて
		得た額を資本準備金又は利益準備金
		として計上しなければならない。」
8-37 (14)	商法の特例が定められ	会社法ならびに会社計算規則の特例
		が定められ
8-37(下9)	(2)保険業法第15条[配当の制限]	(2)保険業法第17条の6[配当の制限]
8-37(下2)	配当制限 (商法 290 条第 1 項)	配当制限(<u>会社法 461 条</u>)

ページ	誤	正
8-38(6)	(3)第 <u>16 条[株主の帳簿閲覧権の制</u>	(3)第 14 条[会計帳簿の閲覧等の請求
	限]	の適用除外等]
		一般株式会社の場合会社法 433 条によ
	(3)の内容も右に改訂	り、一定の制限のもとで、株主は、株
		式会社の営業時間内であれば、いつで
		も、会計帳簿又はこれに関する資料が
		書面をもって作成されているときは、
		当該書面の閲覧又は謄写の請求をす
		ることができる(電磁的方法によって
		作成されている場合も含む)が、株式
		生命保険会社の場合は契約者等のプ
		ライバシー保護の観点などから、これ
		を適用除外としている
8-38 (13)	(4)第 <u>17</u> 条[資 <u>本の</u> 減少]	(4)第 <u>16</u> 条及び第 17 条[資 <u>本等の</u> 減
	(4)の内容も右に改訂	少]
		資本の減少および債権者異議につい
		ては保険業法第 16 条ないし第 17 条に
		よる。
8-40 (9)	<u>株式</u> 配当	<u>株主</u> 配当
8-42 (9)	第 <u>38</u> 条	第 <u>39</u> 条
(9)	第 <u>39</u> 条	第 <u>38</u> 条
(14)	第 <u>45</u> 条	第 <u>46</u> 条
(14)	第 <u>46</u> 条	第 <u>45</u> 条
8-47 (16)	議決 <u>件</u>	議決 <u>権</u>
8-51 (14)	極度に安全性を押さえとむと	極度に安全性を押さえこむと
8-53 (10)	無当保険契約	無配当保険契約
8-55 (9)	保険業法第 114 条 (保険株式会社の契	保険業法第 114 条 (契約者配当)
	約者配当)_	
8.4 全体	8.4 株式会社化と相互会社化	とについては平成16年当時の
0.4 土件	制度に従い、若干の修	正を付すに止めている
8-62(2)	上位生保5社の <u>う</u> 4社	上位生保5社の <u>うち</u> 4社
8-65 (14)	「組織変更計画書」	「組織変更計画」
8-69 (14)	保険業法第86条 <u>5項</u>	保険業法第86条 <u>4項</u>
8-70 (18)	過去3年 <u>聞</u>	過去3年 <u>間</u>
8-70 (24)	保険業法第92条	保険業法第91条
8-70 (25)	「 <u>相互</u> 会社の・・・ <u>分配し</u> 又は・・・保険	「 <u>清算相互</u> 会社の・・・ <u>分配し、</u> 又は・・・
	契約者 <u>など</u> の・・・」	保険契約者 <u>等</u> の・・・」
8-71 (21~26)	組織変更計画書中に、社員に対する株	組織変更 <u>計画</u> 中に、社員に対する <u>株式</u>
	<u>式</u> の割り当てに関する事項を記載す	<u>又は金銭</u> の割り当てに関する事項を
	ることとされている(第89条)。法律	記載することとされている <u>(第90</u>

ページ	誤	正
	は・・・交付のみとされている。	<u>条)。</u>
8-73 (5~6)	第 <u>89条</u> (社員への <u>株式</u> の割当)にお	第90条(社員への株式又は金銭の割
	いて「 <u>株式</u> の割当ては社員の寄与分に	当)において「 <u>株式又は金銭</u> の割当て
	応じてしなければならない。」	は社員の寄与分に応じてしなければ
		ならない。」
8-73 (21)	新規資本調 <u>違</u>	新規資本調 <u>達</u>
8-76(2)	公 <u>平</u> かつ衡平	公正かつ衡平
8-78(3)	な <u>つ</u> ている。	な <u>っ</u> ている。
8-88(3)	第96条	第96条の16
8-88 (6, 11)	組織変更計画書	組織変更 <u>計画</u>
8-89 (4, 5, 11)	組織変更計画書	組織変更 <u>計画</u>
8-89 (12~23)	①資本の額・・・	(業法第86条4項の内容)
	<u>~</u>	
	⑩償却を終わっていない・・・	
8-89(最終行)	(4)決議の内容、貸借対照表その他の	(業法第88条の内容)
~8-90(7)	公告をする(業法第87条)。	
	<u>~</u>	
	<u>とされている。</u>	
8-90(1)	第 87 条	第 <u>88</u> 条
8-90(8)	(6)社員への株 <u>式の</u> 割当て	(6)社員への株式又は金銭の割当て
8-90 (11)	業法第 <u>89条</u>	業法第 <u>90条</u>
8-90 (17~19)	ただし、社員が株式の割り当てを・・・	(削除)
	とされている(保険業法施行令第 12	
	<u>条)。</u>	
8-90 (21, 22)	業法第 <u>92条</u>	業法第 <u>91条</u>
8-91 (13~20)	組織変更後の株式会社は、・・・注意さ	(削除)
	れたい <u>。</u>	
8-91 (23)	剰余金又は法定準備金による資本の	剰余金、資本準備金又は利益準備金に
	<u>欠</u> 損のてん補、資 <u>本の</u> 減少、	よ <u>る欠</u> 損のてん補、資 <u>本金の額の</u> 減少
8-92(1)	業法第 <u>93条</u>	業法第 <u>96条の10</u>
8-92 (7)	業法 <u>第89条の株式</u> の割り当てが適	業法第90条又は第96条の6の株
	正であること	<u>式又は金銭</u> の割り当てが適正である
		こと
8-93 (13~19)	補償の形態は、・・・	補償の形態は、株式が一般的である
		が、株式の割当て以外にも、割当てた
		株式の一括売却後の現金交付、保険料
		への充当、株式の割当てに代わる金銭
		の交付等もここで規定する補償に含

ページ	誤	正
		まれる。補償形態については保険数理
		上は必ずしも本質的な問題ではなく、
		割当ての基準が実務基準に基づき合
		理的に定められれば、衡平と見なされ
		る。補償形態の差によって生じるキャ
		ッシュアウトの時期による流動性や、
		資金の払込みの有無等によるソルベ
		ンシーへの影響が認識される場合に
		はアクチュアリーは影響の大きさを
		推定の上、必要であれば意見書・報告
		書等に記載しなければならない
8-96(2)	契約者間の公平性	社員への補償の衡平性
8-97 (22)	実現性を <u>補償</u>	実現性を <u>保証</u>
(24)	~留意する必要がある(実務基準3.	~留意する必要がある(実務基準3.
	6. <u>1</u>)	6. <u>2</u>)
8-98 (14)	契約間に不公平が生じ	契約間の衡平性を欠くことが

以上